

科 目 名 ・ 単 位 数		現代日本法入門 2単位	科 目 分 類	法律系	基本科目
配 当 年 次		1年次・春学期・昼・夜			
履 修 形 態		選択必修	担 当 教 員	かわち たかし 河内 隆史	
授 業 概 要		最近コンプライアンスということが強調される。法令遵守義務と訳されるが、ルールを守れということである。法は、慣習や道徳などと並んで、社会規範つまり社会のルールのひとつである。この授業では、はじめに法にはどのようなものがあるかを概観した上で、それぞれの法分野について、できるだけ具体的な事例を使いながら、基本を学んでもらう。法分野の全般を一通り取り上げるが、特に税務や会計を学ぶ上でも関連性が強く、日常生活との関わりの多い民法や会社法にウエイトを置く。社会の動向により内容に多少変更があるかもしれない。			
到 達 目 標		法分野の全般について、基礎的な事項を修得してもらう。			
授 業 方 法		基本的に講義形式で行う。質問を適宜受けるので、授業中でも授業後でも積極的に発言してほしい。			
事前・事後学習		事前学習はシラバスに従って参考図書や六法の該当箇所を目を通しておくこと（90分）。レジュメを参考にして講義内容の復習をすること（90分）。			
成績評価の方法		定期試験 70%、授業貢献度 30%（2点×15回） ただし、リモート授業の場合は、レポート試験 40%、各講のレポート点・授業貢献度 60%（4点×15回）。			
フィードバックの方法		テスト・レポートがあるときは、その解説は授業内で時間を設けて行う。			
履修上の注意		法律問題についての新聞やテレビなどの報道に関心を持つこと。			
授 業 計 画					
第1回	【法を学ぶ意義】 法は慣習や道徳などとともに社会生活のルールである。最近コンプライアンスやガバナンスという言葉をよく耳にする。現実の社会で機能する法はどのようなものがあるか。法を学ぶ意味は何か。				
第2回	【法の種類】 現実の社会で機能する法は様々に分類される。日本は制定法主義をとっており、実定法を中心に法体系を学ぶ。公法・私法・社会法、実体法・手続法とは何かを学ぶ。また制定法と判例法、法・法律・法令、命令・政令・省令・規則のちがいを学ぶ。				
第3回	【法令の構造と法令用語の基礎】 法令の構造を学んだ上で、「及び」と「ならびに」、「または」と「若しくは」、「以下」と「未満」、「以上」と「超え」など、法令用語の決まりを踏まえて、条文の読み方や法解釈を学ぶ。				
第4回	【人と法】 法律上の「人」とは何か。自然人と法人の区別。権利能力・行為能力・意思能力とは何か。法人ではない団体（組合・権利能力なき社団）についても学ぶ。それらを踏まえて、法律行為について学ぶ。				

第 5 回	【財産と法】 財産権は物権・債権・知的財産権に大別される。このうち、民法上の財産権は物権と債権であり、それらのうち、債権は次回取り上げ、今回は物権を中心に学ぶ。
第 6 回	【契約と法】 債権の取得原因は主として契約である。契約の意義と種類を学ぶ。2017 年に民法の債権法が大幅に改正され、2020 年 4 月 1 日に施行されるので、その部分を重点的に取り上げる。
第 7 回	【家族と法】 親族とは何か。夫婦、親子の法律関係はどうなっているか。相続とは何か。遺言がある場合とない場合のちがい、相続人がいない場合などについても学ぶ。
第 8 回	【会社の意義と種類】 会社は営利社団法人であるが、その意味は何か。株式会社・合名会社・合資会社・合同会社の 4 種類の会社法上の会社を比較して特徴を学ぶ。 【株主の権利義務】 株式会社における株主の地位について学ぶ
第 9 回	【株式会社の機関】 現代日本では圧倒的に株式会社が多い。株式会社の機関である株主総会・取締役・監査役の役割などを学ぶ。
第 10 回	【株式会社の決算・資金調達と開示】 会社法の決算手続と募集株式の発行等を学んだうえで、金融商品取引法における発行開示・継続開示との関係を学ぶ。
第 11 回	【株式会社の支配移動・組織再編】 中小企業の事業承継を学ぶ。関連して企業買収手段のうち、代表的な株式公開買付けと、合併・会社分割などの組織再編についても学ぶ。
第 12 回	【法令等のルール違反に対するペナルティ】 刑事責任、民事責任、行政処分、その他の法令上の処分を学ぶ。ハードローとソフトローとは何かを学ぶ。 【犯罪と刑罰】 罪刑法定主義、遡及処罰の禁止などを学ぶ。刑罰の種類を学ぶ。
第 13 回	【裁判と法】 裁判所にはどのような種類があるか。刑事裁判と民事裁判の手続の流れを学ぶ。
第 14 回	【労働法・社会保障法】 最高法規である憲法は基本的人権として生存権や労働基本権などを定める。労働三権に関する労働法の構造と内容、社会保障法の概略を学ぶ。
第 15 回	【法の担い手】 裁判官、検察官、弁護士、司法書士などについてその役割を学ぶ。 【まとめ】 改めて今法学を学ぶ意味とは何か。
テ キ ス ト	特に指定しないが、小型でよいので六法を持参すること（ポケット六法、デイリー六法など）。
参 考 図 書	現代法入門研究会『現代法入門』三省堂 佐藤邦憲・茂野隆晴編『エッセンシャル実定法学』芦書房 その他、授業時に適宜推薦する。

科目名・単位数		会社法Ⅰ 2単位	科目分類	法律系	基本科目
配当年次		1年次・春学期・昼・夜			
履修形態		選択必修	担当教員	いしやま たくま 石山 卓磨	
授 業 概 要		会社法入門以前の基本的な法知識として、(1) 法とはなにか、(2) 民法と商法の関係（商法の独自性）について解説したうえで、会社法の本題に入る。(3) 会社の概念、(4) 会社の種類、について説明した上で、株式会社を中心とする諸問題について解説を始める。(5) 株式会社の意義、(6) 株式会社の機関構造の概要、(7) 株主総会、(8) 取締役会、(9) 株式会社の業務執行機関、(10) 取締役の義務と責任、(11) 株式会社の監査機関、(12) 指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社の仕組み等を扱う。			
到 達 目 標		法体系における株式会社法の位置づけ、株式会社の各種類に応じた機関構成と権限配分、業務執行者の権限および義務と責任、株式会社の監査体制について理解できるようになることを目標とする。			
授 業 方 法		講義形式			
事前・事後学習		各回の講義に臨むにあたり、授業計画書が示すテーマについて、各自の基本書の該当部分を読んで予習をしてくること（90分）。各回の授業終了後は復習をして、よく理解できなかった点については、次回以降に要領よく質問できるように整理しておくこと（90分）。			
成績評価の方法		平常点 20%、期末定期試験（筆記試験またはレポート試験）80%			
フィードバックの方法		小テストまたはレポートの解説は授業時間内に行う。			
履修上の注意		授業時間には限りがあるので、そのつど自己学習で補足し、疑問を残さないようにして、次の授業に進んでほしい。			
授 業 計 画					
第1回	(1) 法とはなにか (2) 民法と商法の関係 (3) 会社の概念				
第2回	(1) 会社の種類について。(i) 株式会社、(ii) 持分会社……合名会社・合資会社・合同会社 (2) 有限責任社員と無限責任社員の違い				
第3回	(1) 株式会社の意義……株式と資本の関係 (2) 株式会社の機関構造の概要・変遷……機関とは何か。株主総会、取締役会、代表取締役、監査役についての基本的理解				
第4回	株主総会（その1） (1) 招集手続（会 296）……少数株主による招集請求（会 297）、裁判所の招集命令（会 307 I） (2) 決議事項……普通決議・特別決議・特殊決議 (3) 議決権の行使方法……書面・電子投票（会 298 I ③④）・代理行使（会 310 I）				

第 5 回	株主総会（その 2） （1）議事運営……議長の権限（会 315） （2）議題・議案の提案権（会 303 I ・ 304 I ・ 会 305 I ） （3）取締役の説明義務（会 314）と動議の提出
第 6 回	株主総会（その 3） （1）総会決議の瑕疵……（i）決議無効・不存在確認の訴え（会 830 I II）、（ii）決議取消の訴え（会 831 I ） （2）判決の効力……（i）対世効（会 838）、（ii）遡及効（会 839）。
第 7 回	（1）取締役会の招集・運営（会 366 I ） （2）取締役会の権限（会 362 II ・ IV） （3）特別利害関係人（会 369 II ） （4）取締役会決議の瑕疵
第 8 回	取締役の会社に対する義務 （1）善管注意義務（会 330 ・ 民 644）と忠実義務（会 355） （2）競業避止義務（会 356 I ①） （3）利益相反取引（同②③）
第 9 回	内部統制の構築と経営判断の原則 （1）内部統制構築義務（会 348 III ④ ・ 362 条 IV ⑥、会施則 100 I ） （2）経営判断の原則
第 10 回	取締役の会社に対する責任 （1）損害賠償責任（会 423 I ） （2）責任の免除（会 309 条 II ⑧ ・ 425 I ）
第 11 回	株主代表訴訟（株主による責任追及等の訴え） （1）手続（会 847 I ） （2）不提訴理由書（同 IV） （3）担保の提供（会 847 の 4 II ）……悪意の疎明（同 III） （4）代表訴訟の対象
第 12 回	取締役の第三者に対する責任（その 1） （1）会社法 429 条 1 項の法的性質 （2）名目的取締役の責任（最判昭和 48 ・ 5 ・ 22）…平取締役の代表取締役に対する監視義務、取締役会非上程事項
第 13 回	取締役の第三者に対する責任（その 2） （1）表見的取締役の責任（最判昭和 47 ・ 6 ・ 15）……会 908 II （不実登記規定） （2）退任登記未了の退任取締役の責任（最判昭和 37 ・ 8 ・ 28、同 62 ・ 4 ・ 16） ……会 908 I ・ II
第 14 回	監査役の職務と権限（会 381 I ）
第 15 回	まとめ
テ キ ス ト	授業用に配布する資料
参 考 図 書	石山卓磨「現代会社法講義（第 3 版）」（成文堂）、 神田秀樹「会社法」弘文堂、同「会社法入門」（岩波新書）、同「会社法のきほん」（ナツメ社）

科目名・単位数		会社法Ⅱ 2単位	科目分類	法律系	基本科目
配当年次		1年次・秋学期・昼・夜			
履修形態		選択必修	担当教員	いしやま たくま 石山 卓磨	
授 業 概 要		春学期の会社法の授業で扱わなかった、(1) 株式制度、(2) 組織再編制度、(3) M&A 等を扱う。(1) の株式制度では、株式の種類、譲渡手続、譲渡制限、募集株式の発行、株主名簿の機能、株式振替制度、自己株式の取得等を説明し、(2) の組織再編では、設立、事業譲渡、合併、会社分割、株式交換、株式移転等を扱う。(3) の M&A では、その意義・手続規制・近時の判例動向等について扱う予定である。 なお、会社役員賠償責任保険・税理士賠償責任保険等を理解してもらうために、保険法総論・各論について言及することも予定している。			
到 達 目 標		上記諸制度を理解することにより、現実の企業社会の諸活動や実態を見通すことのできる知見を養う。			
授 業 方 法		講義形式			
事前・事後学習		各回の講義に臨むにあたり、授業計画書が示すテーマについて、各自の基本書の該当部分を読んで予習をしてくること（90 分）。各回の授業終了後は復習をして、よく理解できなかった点については、次回以降に要領よく質問できるよう整理しておくこと（90 分）。			
成績評価の方法		平常点 20%、期末定期試験（筆記試験またはレポート試験）80%			
フィードバックの方法		小テストまたはレポートの解説は授業時間内に行う。			
履修上の注意		授業時間には限りがあるので、そのつど自己学習で補足し、疑問を残さないようにして、次の授業に進んでほしい。			
授 業 計 画					
第 1 回	(1) 株式の意義・権限 (2) 各種の株式の種類（優先株・議決権制限株式・譲渡制限株式・取得請求権付株式・取得条項付株式・全部取得条項付種類株式・拒否権付種類株式等、会 108 条 I）と機能				
第 2 回	(1) 株主平等の原則 (2) 株式の譲渡（会 127 条）と譲渡制限（会 136 条） (3) 振替株式の譲渡				
第 3 回	(1) 株主名簿と名義書換（会 130 条 I） (2) 名義書換未了株主の地位 (3) 失念株				
第 4 回	(1) 自己株式の取得規制（会 155 条） (2) 株式発行の瑕疵 (3) 株式の相互保有規制（会 308 条 I カッコ書）				

第 5 回	(1) 会社の資金調達方法 (2) 募集株式の発行手続 (会 199 条 I)
第 6 回	(1) 「特に有利な金額」(会 199Ⅲ・201 I) の意義 (2) 判例動向 (忠実屋・いなげや事件 (東京地決平成元・7・25)・宮入バブル事件 (東京地決平成元・9・5))
第 7 回	(1) 新株発行の差止請求 (会 210) (2) 新株発行無効の訴え (会 828 I ②)
第 8 回	(1) 新株予約権の意義と発行 (会 236 条 I) (2) ストック・オプションの利用 (役員の業績連動型インセンティブ報酬)
第 9 回	会社役員の報酬規制 (会 361)
第 10 回	株式会社の設立 (1) (1) 株式会社の設立方法 (募集設立・発起設立) (2) 変態設立規制 (現物出資・財産引受 (会 28①②))
第 11 回	株式会社の設立 (2) (1) 払込みの仮装 (預合い (会 965)・見せ金) (2) 発起人の権限
第 12 回	組織再編制度 (1) (1) 事業譲渡 (会 467～) (2) 合併 (吸収合併 (会 749～)・新設合併 (会 753～))
第 13 回	組織再編制度 (2) (1) 会社分割 (吸収分割 (会 757～)・新設分割 (会 762～)) (2) 株式交換 (会 767～)・株式移転 (会 772～) (3) 株式交付 (会 774 の 2～)
第 14 回	M&A の意義・手続 (株式公開買付) M&A 防衛策と判例状況 (ライブドア事件 (東京地決平成 17・3・11)、ブルドッグ・ソース事件 (最判平成 19・8・7))
第 15 回	まとめ
テ キ ス ト	授業用に配布する資料
参 考 図 書	石山卓磨「現代会社法講義 (第 3 版)」(成文堂)、神田秀樹「会社法」弘文堂 神田秀樹「会社法」(弘文堂)、同「会社法入門」(岩波新書)、同「会社法のきほん」(ナツメ社)

科 目 名 ・ 単 位 数		民法Ⅰ 2単位	科 目 分 類	法律系	基本科目
配 当 年 次		1年次・春学期・昼・夜			
履 修 形 態		選択必修	担 当 教 員	たかはし 高橋 めぐみ	
授 業 概 要		民法は、人と人との法律関係を規律するすべての私法の原則的なルールを規定する法律（一般法）である。したがって、商法・会社法等の企業関連法を理解するには、民法を修得していることが必須である。本講義では、法律を初めて学ぶ者にとって必須の法律学の基礎的な知識とともに、民法が規定するさまざまな制度のうち、まずは基本的なものについて解説する。このため、条文の順序（＝テキストの叙述の順序）とは異なる順序で講義を行うので留意されたい。			
到 達 目 標		民法の基本的な概念や制度、判例の立場を理解し説明できるようになること、法律を解釈・適用し、紛争解決の結論を論理的に導けるようになることを目標とする。			
授 業 方 法		受講者と対話しつつ、講義形式で進める予定であるが、受講者が少ない場合は演習形式の授業に変更することがある。			
事前・事後学習		【事前学習】講義範囲のテキストを読み、自分が理解できている／いない部分を明確にする。簡単な事例問題を解き、その根拠も明確にしておく（90分程度）。【事後学修】講義で扱った基本的な概念を理解しているか確認する。課題が出題された場合は、検討を加え提出する（90分～150分程度）。			
成績評価の方法		講義時の質問に対する応答などの平常点（30%）および、講義内で出題する課題（70%）の合計で、成績評価を行う。			
フィードバックの方法		提出日の講義時間内に課題のフィードバックを行うのを原則とする。			
履修上の注意		講義にはテキストの他、必ず六法を持参し、そのつど条文を参照すること。			
授 業 計 画					
第1回	導入 ① ガイダンス（講義の進め方と学修方法）、②法律の適用（法的三段論法）と解釈、民法の基本原則と基本原則（pp. 2-5）（各回のページ数は第3版のもの。補訂版の刊行が3月末に予定されているので、開講時に正確な該当ページ数を伝える）				
第2回	権利・義務の主体 ①自然人と法人（pp. 24-36） ②権利能力の始期・終期（pp. 12-18） ③親族・相続法の基本（pp. 552-555, 626-628, 646-647）				
第3回	判断能力 ①意思能力（pp. 19-20） ②行為能力の制限（pp. 21-23） ③親権と後見（pp. 608-622）				
第4回	意思表示と法律行為(1) ①意思表示と法律行為（pp. 42-47） ③心裡留保（pp. 48-49） ④虚偽表示（pp. 49-50）				

第5回	法律行為と意思表示(2) ①錯誤 (pp. 51-53) ②詐欺・強迫 (pp. 54-59) ③契約の不当性 (pp. 60-64) ③無効と取消し (pp. 65-72)
第6回	代理 ①代理の意義と有効要件 (pp. 73-82) ②無権代理 (pp. 82-86) ③表見代理 (pp. 87-93)
第7回	物と所有権 ①物の種類 (pp. 37-41) ②登記制度 (pp. 134-142) ③所有権とその取得 (pp. 163-168) ④共有 (pp. 168-175, 180-182)
第8回	物権変動(1) ①物件と物権的請求権 (pp. 112-118) ②物権変動総論 (pp. 119-120) ②不動産物権変動(1) (pp. 120-133)
第9回	物権変動(2) ①不動産物権変動(2) (pp. 130-133) ②動産物権変動 (pp. 142-145) ③即時取得 (pp. 145-149)
第10回	債権・債務の発生とその種類 ①債権の発生原因と効力 (pp. 250-251) ②債権の種類 (pp. 252-262)
第11回	債権の実現と救済方法 ①債務不履行 (pp. 263-264) ②履行の強制 (pp. 264-266) ③債務不履行による損害賠償 (pp. 267-275)
第12回	不法行為総論 ①不法行為とは (pp. 504) ②一般の不法行為の成立要件 (pp. 505-510, 521) ③不法行為の効果としての損害賠償 (pp. 511-520, 525-528)
第13回	弁済による債権・債務の消滅 ①弁済総論 (pp. 296-302) ②弁済の当事者 (pp. 303-306) ③弁済による代位 (pp. 306-308)
第14回	売買契約(1) ①契約の成立 (pp. 371-381) ②売買の概要 (p. 395) ②手付 (pp. 397-398) ③売主の責任 (pp. 399-405, 407-408)
第15回	売買契約(2) ①契約の効力 (pp. 382-384, 389-391) ②契約の解除 (pp. 384-389) ③贈与 (pp. 392-394)
テキスト	潮見佳男『民法(全)』〔第3版補訂版〕(有斐閣) 学習用六法(各自の使いやすいもの。さしあたり『ポケット六法』(有斐閣)を推奨)
参考図書	『民法判例百選Ⅰ』 『民法判例百選Ⅱ』 『民法判例百選Ⅲ』 (有斐閣) 有斐閣Sシリーズ、有斐閣アルマ、有斐閣ストゥーディア等の民法の概説書

科目名・単位数		民法Ⅱ 2単位	科目分類	法律系	基本科目
配当年次		1年次・秋学期・昼・夜			
履修形態		選択必修	担当教員	たかはし 高橋 めぐみ	
授 業 概 要		民法は、人と人との法律関係を規律するすべての私法の原則的なルールを規定する法律（一般法）である。本講義では、春学期の「民法Ⅰ」を履修したことを前提に、民法が規定するさまざまな制度のうち、応用的なもの、若干複雑なものについて解説する。したがって、民法について学んだことのない学生は、「民法Ⅰ」を履修してから本講義を受講することをおすすめする。また、「民法Ⅰ」同様、講義の順序は、条文の順序（＝テキストの叙述の順序）とは異なることに留意されたい。			
到 達 目 標		民法の基本的な概念や制度、判例の立場を理解し説明できるようになること、および法律を解釈・適用し、紛争解決の結論を論理的に導けるようになることを目標とする。			
授 業 方 法		受講者と対話しつつ、講義形式で進める予定であるが、受講者が少ない場合は、演習形式に変更することがある			
事前・事後学習		【事前学習】講義範囲のテキストを読み、自分が理解できている／いない部分を明確にする。簡単な事例問題を解き、その根拠も明確にしておく（90分程度）。【事後学修】講義で扱った基本的な概念を理解しているか確認する。課題が出題された場合は、検討を加え提出する（90分～150分程度）。			
成績評価の方法		講義時の質問に対する応答などの平常点（30%）および、講義内で出題する課題（70%）の合計で、成績評価を行う。			
フィードバックの方法		提出日の講義時間内に課題のフィードバックを行うのを原則とする。			
履修上の注意		春学期の「民法Ⅰ」を履修していることが望ましい。「民法Ⅰ」と本科目を履修すると、民法の全範囲を学修したことになる。			
授 業 計 画					
第1回	時効 ① 時効制度（pp. 99-100） ②取得時効（pp. 105-107） ③消滅時効（pp. 107-110） ④時効障害（pp. 101-105） ⑤条件・期限、期間計算（pp. 94-98）（各回のページ数は第3版のもの。補訂版の刊行が3月末に予定されているので、開講時に正確な該当ページ数を伝える）				
第2回	債権譲渡と債務引受 ① 債権譲渡とその機能（pp. 320-323） ②債権譲渡の対抗要件（pp. 324-329） ③債務引受（pp. 330-334）				
第3回	多数当事者の債権債務関係 ①分割債権・債務（pp. 226-337） ②連帯債務（pp. 337-342） ③保証債務（pp. 346-355）				
第4回	担保物権(1) ① 担保物権総論（pp. 188-190） ②抵当権の意義（p. 208） ③抵当権の及ぶ範囲（pp. 209-211） ④物上代位（pp. 212-215）				

第5回	担保物権(2) ① 抵当権の処分 (pp. 219-221, 209) ② 抵当権の実行 (pp. 221-222) ③ 抵当権の実行と利用権 (pp. 216-218, 223-225)
第6回	担保物権(3) ① 質権 (pp. 201-206) ② 法定担保物権 (pp. 191-200) ③ 譲渡担保 (pp. 237-249)
第7回	責任財産の保全 ① 責任財産保全制度 (p. 276) ② 債権者代位権 (pp. 277-282) ③ 詐害行為取消権 (pp. 282-295)
第8回	弁済によらない債権・債務の消滅 ① 相殺の意義と機能 (pp. 311-312) ② 相殺が禁止される債権・債務 (pp. 314-317)
第9回	貸借型の契約 ① 賃貸借の概要 (pp. 425-433, 449-451) ② 賃貸借と第三者 (pp. 433-439) ③ 使用貸借 (pp. 419-424) ④ 消費貸借 (pp. 415-418)
第10回	労務提供型の契約 ① 雇用 (p. 452) ② 請負 (pp. 453-460) ③ 委任 (pp. 461-468)
第11回	特殊の不法行為(2) ① 他人の行為による不法行為 (pp. 522-524, 529-532) ② 物を原因とする不法行為 (pp. 533-541) ③ 共同不法行為 (pp. 541-545)
第12回	親族(1) ① 婚姻 (pp. 561-571, 586-587) ② 離婚 (pp. 572-580) ③ 内縁と事実婚 (pp. 580-583)
第13回	親族(2)、 ① 親子(実子関係) (pp. 584-595) ② 養子 (pp. 596-607) ③ 扶養 (pp. 623-624)
第14回	相続(1) ① 相続の開始と相続人 (pp. 626-639) ② 相続の効力 (pp. 640-652, 656-669) ③ 遺言 (pp. 670-687)
第15回	相続(2) ① 配偶者の居住の権利 (pp. 696-709) ② 遺留分 (pp. 711-721) ③ 相続回復請求権 (p. 722-723)
テキスト	『民法(全)』〔第3版補訂版〕 潮見 佳男 著(有斐閣) 学習用六法(各自の使いやすいもの。さしあたり『ポケット六法』(有斐閣)を推奨)
参考図書	『民法判例百選Ⅰ』『民法判例百選Ⅱ』『民法判例百選Ⅲ』(有斐閣) 有斐閣Sシリーズ、有斐閣アルマ、有斐閣ストゥーディア等の民法の概説書

科 目 名 ・ 単 位 数	金融商品取引法 2単位	科 目 分 類	法律系	発展科目
配 当 年 次	1年次・秋学期・昼・夜			
履 修 形 態	選択必修	担 当 教 員	かわち たかし 河内 隆史	
授 業 概 要	金融商品取引法は、企業内容等に関する情報開示の整備(開示規制)、不公正取引の排除への対応(取引規制)並びに金融商品市場を開設・管理する金融商品取引所及び市場取引の仲介業等を行う証券会社等の市場関係者における適切な業務運営等(業者規制)について規律を定め、証券市場における公正円滑な取引を確保することによって、国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的としている市場規制法である。 本講では、金融商品取引法の目的を定める法1条において、証券市場における公正円滑な取引を確保するスタート規制としての開示規制を中心に取り上げる。そこで、主に企業内容等の開示制度等に係る開示規制及びインサイダー取引規制に対する的確な理解と条文解釈、それらを踏まえた専門的な知識と応用能力を修得することを目的とする。			
到 達 目 標	金融商品取引法の目的と開示規制等に関する理念と法の規定及び法の適用における企業内容等の開示制度等の内容と開示等並びに開示規制等の実効性を確保するための制裁の理解を習得することを目標とする。			
授 業 方 法	レジュメに基づいて講義を行う。テキストは特に指定しない。判例を適宜紹介するとともに、会社法等の他の法律との関係に留意して、金融商品取引法の理解・解釈等に資するように授業を進める。			
事前・事後学習	授業において取り上げた金融商品取引法の解説・適用等について復習をしておくこと。また、次回の授業の対象についてレジュメを事前に読んでおくこと。(90分)			
成績評価の方法	授業中における討議や事例に対する回答(30%)とともに法の適用・解釈及び法における課題をテーマにした期末レポートの内容(70%)を含めて総合的に判断する。			
フィードバックの方法	事例の回答並びにレポートの回答及び記載方法等についての解説は授業内で時間を設けて行う。			
履修上の注意	特になし。			
授 業 計 画				
第1回	＜金融商品取引法の意義と目的＞ 金融商品市場の機能～企業の資金調達・投資者の資産運用、市場規制の必要性と構成、金融商品取引法の意義と目的、投資者保護を取り上げる。			
第2回	＜有価証券・みなし有価証券＞ 有価証券の意義と分類、個別列举の有価証券とみなし有価証券、第1項有価証券と第2項有価証券、企業金融型証券と資産金融型証券、開示規制の除外となる有価証券を取り上げる。			
第3回	＜金融商品市場と金融商品取引所＞ 発行市場と流通市場、取引所市場・店頭市場・私設市場、金融商品取引所の種類、総合取引所を取り上げる。			
第4回	＜有価証券の売買・デリバティブ取引＞ 取引所の業務規程、取引主体、取引客体(上場有価証券等)、有価証券の売買・デリバティブ取引、取引所取引の仕組み、清算機関、立会外取引を取り上げる。			

第 5 回	＜企業内容等の開示～発行開示＞ 法定開示制度、有価証券の募集・売出し、有価証券届出制度、有価証券届出書の提出と目論見書の交付、完全開示方式・組込方式・参照方式、届出の効力と待機期間、届出の免除、特定有価証券の有価証券届出書等々を取り上げる。
第 6 回	＜企業内容等の開示～継続開示＞ 法定開示制度と法定開示書類の概要、定期開示における法定開示書類(有価証券報告書、半期報告書、内部統制報告書等)、会社法の決算手続との関係を取り上げる。
第 7 回	＜株式保有状況等の開示＞ 大量保有報告書、自己株買付状況報告書、親会社等状況報告書等を取り上げた後、組織再編成行為の開示を取り上げる。
第 8 回	＜株券等の公開買付け＞ 公開買付制度の意義、他社株公開買付けの対象・手続き、別途買付けの禁止、公開買付けの撤回等、自社株公開買付けを取り上げる。
第 9 回	＜開示の公正確保＞ 財務諸表等の適正性の実効性規制（監査証明）、開示規制違反に対する行政処分（訂正命令・課徴金等）・刑事責任・民事責任、フェア・ディスクロージャー規制等を取り上げる。
第 10 回	＜内部者取引規制＞ 規制の意義、規制の概要、規制の対象者、規制の対象情報(インサイダー情報)、規制解除要件の公表、適時開示情報と法定開示情報・インサイダー情報(業務等に関する重要事実)との関係を取り上げる。
第 11 回	＜相場操縦・安定操作等＞ 詐欺的行為の禁止、相場操縦、安定操作等を取り上げる。
第 12 回	＜損失補填その他の不公正取引取引＞ 損失補填等の禁止、役員・主要株主の自社株売買報告義務・短期売買差益提供義務、空売り規制、逆指値注文の禁止、金融商品取引業者の自己計算・過当投機などを取り上げる
第 13 回	＜金融商品取引業の意義と参入規制＞ 金融商品取引業の意義と種類、金融商品取引業者の参入規制、兼業規制、役員・株主規制、企業形態・財産規制等を取り上げる。
第 14 回	＜金融商品取引業者の業務規制＞ 誠実公正義務、受託契約準則、登録外務員、最良執行義務・説明義務・不当勧誘・適合性原則等の行為規制を取り上げる。
第 15 回	＜受委託における委託者保護＞ 特定投資家・一般投資家と委託者保護、不当勧誘等の法律関係、証券事故の処理と金融ADR、投資者保護基金等を取り上げる。
テ キ ス ト	特に指定しない。
参 考 図 書	黒沼悦郎・金融商品取引法（有斐閣） 山下友信＝神田秀樹・金融商品取引法概説（有斐閣） 徳本穰編・金融商品取引法（法律文化社） 河内隆史＝尾崎安央・商品先物取引法（商事法務）

科目名・単位数	会社法演習 2単位	科目分類	法律系	応用・実践科目
配当年次	1・2年次・秋学期・昼			
履修形態	選択必修	担当教員	いしやま たくま 石山 卓磨	
授 業 概 要	会社法に関係する諸判例を検討する。毎回、レポーターに関連判例の事実関係と判旨および学説状況を報告してもらい、残りの時間を、担当教員と受講者同士の質疑応答にあてる。			
到 達 目 標	まずは、具体的な事件を通じて、会社法規がどのように適用・運用されるかということを理解する。そして、単に法解釈の論議に終わらず、各事件が起きた社会的背景にまで視野を広げて、法的洞察力を身につけることを目標とする。			
授 業 方 法	毎回、担当レポーターに判例紹介と自分なりの解釈を示してもらい、それについて皆で質疑応答する。レポーターは、レジュメを作成して、各受講者に配布すること。			
事前・事後学習	出席者は、レポーターが扱う判例に関し、事前にテキストを読んでくること（90分）。予習をしてきたか否かによって授業の理解が大きく変わってくるからである。各回の授業終了後は復習をして、よく理解できなかった点については、次回以降に要領よく質問できるよう整理しておくこと（90分）。			
成績評価の方法	プレゼンテーションの準備内容 50%、討議の発言内容 50%			
フィードバックの方法	レポートの論評は授業内に時間を設けて行う。			
履修上の注意	授業時間には限りがあるので、そのつど自己学習で補足し、疑問を残さないようにして、次の授業に進んでほしい。			
授 業 計 画				
第1回	法人格否認の法理について（最判昭和 44. 2. 27）。			
第2回	株式の仮装払込みの効力について（最判昭和 38. 12. 6）。			
第3回	会社の過失による名義書換の未了と株式譲渡人の地位（最判昭和 41. 7. 28）。			
第4回	議決権行使の代理人資格の制限（最判昭和 43. 11. 1）。			

第 5 回	他の株主に対する招集手続の瑕疵と決議取消しの訴え（最判昭和 42. 9. 28）。
第 6 回	決議無効確認の訴えと決議取消しの主張（最判昭和 54. 11. 16）。
第 7 回	表見代表取締役と第三者の過失（最判昭和 52. 10. 14）。
第 8 回	取締役の注意義務と経営判断原則（最判平成 22. 7. 15）。
第 9 回	取締役の競業避止義務（東京地判昭和 56. 3. 26）
第 10 回	取締役の監視義務と対第三者責任（最判昭和 48. 5. 22）。
第 11 回	登記簿上の取締役の対第三者責任（最判昭和 62. 4. 16）
第 12 回	第三者に対する新株の有利発行と株主総会決議の欠缺（最判昭和 46. 7. 16）
第 13 回	重要財産の譲渡と特別決議（最判昭和 40. 9. 22）。
第 14 回	第三者割当による新株予約権発行の差止め（東京高決平成 17. 3. 23）。
第 15 回	差別的行使条件付新株予約権の無償割当（最決平成 19. 8. 7）。
テ キ ス ト	会社法判例百選（第 4 版）（有斐閣）
参 考 図 書	石山卓磨「現代会社法講義（第 3 版）」（成文堂）。 神田秀樹「会社法（第 25 版）」（弘文堂）

科目名・単位数	金融商品取引法演習 2単位	科目分類	法律系	発展科目
配当年次	1・2年次・春学期・昼	科目ナンバリング		
履修形態	選択必修	担当教員	かわち 河内 たかし 隆史	
授業概要	「金融商品取引法」の授業で学んだ発行市場における開示規制、流通市場における開示規制、公開買付け、大量保有報告制度、インサイダー取引規制、相場操縦規制等の中から、受講者が選択したテーマについて、最終的に小論文をまとめてもらう。関連法令の適用と実務対応に更に精通するため、法令の解釈に関しての理解力と考察力のアップに資するとともに、各テーマにおける問題点を説明することを目的とする。金融商品取引法の改正動向、重要な判例及び課徴金納付命令の事案の検討を適宜行う。			
到達目標	証券取引法から金融商品取引法へと法律名が変更された意義を踏まえて、企業内容等の開示に関する制度等の開示規制およびインサイダー取引等の不公正取引の規制に関する特定のテーマについて、理解力・分析力・論理的な文章作成能力の習得を目標とする。			
授業方法	学生を主体とした論文指導・演習形式を採用する。受講者が選択したテーマについて、毎回レポートを提出してもらい、その添削・講評を重ねることにより、最終的に1万字程度の小論文を作成してもらう。担当教員は各自のテーマに関する専門知識・検討課題等を適宜提供し、論文作成をサポートする。			
事前・事後学習	受講者各自の選択したテーマに係る参考文献を事前に読み、当該テーマに関する専門家の見解及び関係法令・規則の適用・解釈等を調べて、レポートを作成すること。			
成績評価の方法	各自のテーマに関する小論文により評価する。			
フィードバックの方法	演習テーマについて行われた受講生の説明・意見等に関する指摘等は授業内で行う。			
履修上の注意	「金融商品取引法」の履修が必要である。			
授 業 計 画				
第1回	本授業の内容の説明と金融商品取引法の最近の動向の解説			
第2回	株式公開買付けに関する金融商品取引法の最近の改正の解説及び受講生との質疑			
第3回	大量保有報告制度に関する金融商品取引法の最近の改正の解説及び受講生との質疑			
第4回	SDG sを中心とした有価証券報告書の記載内容に関する金融商品取引法令の最近の改正の解説及び受講生との質疑			

第 5 回	顧客に対する金融商品取引業者の契約締結前の説明義務に関する最近の改正の解説及び受講生との質疑
第 6 回	投資運用業者の参入規制に関する金融商品取引法令の最近の改正の解説及び受講生との質疑
第 7 回	非上場株式等の流通をめぐる規制の見直しに関する金融商品取引法の最近の改正の解説及び受講生との質疑
第 8 回	株式公開買付けの最近の改正に関する受講生のレポートに対する添削指導
第 9 回	大量保有報告制度の最近の改正に関する受講生のレポートに対する添削指導
第 10 回	有価証券報告書の SDG s に関する記載内容の改正に関する受講生のレポートに対する添削指導
第 11 回	顧客に対する金融商品取引業者の契約締結前の説明義務の最近の改正に関する受講生のレポートに対する添削指導
第 12 回	投資運用業者の参入規制の最近の改正に関する受講生のレポートに対する添削指導
第 13 回	非上場株式等の流通をめぐる規制の最近の改正に関する受講生のレポートに対する添削指導
第 14 回	受講生による各自のテーマに関する小論文の作成と完成に向けた指導
第 15 回	受講生による小論文の作成と完成
テ キ ス ト	特に指定しない
参 考 図 書	金融商品取引法判例百選（有斐閣） 黒沼悦郎・金融商品取引法（有斐閣） 河内隆史編著・金融商品取引法の理論・実務・判例（勁草書房）